

つくば市告示第 719 号

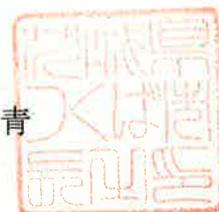
行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号。以下「法」という。）第 9 条の規定により、行旅死亡人について次のとおり告示します。

なお、当該行旅死亡人について心当たりのある方は、つくば市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和 6 年 11 月 7 日

つくば市長 五十嵐立青



行旅死亡人

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 1 本籍・住所・居住地 | 不詳 |
| 2 氏名 | 不詳 |
| 3 年齢 | 不詳 |
| 4 体格 | 推定身長 170 センチメートル程度、中肉、推定体重 70 キロ程度 |
| 5 着衣 | ズボン（デニム地、スウェット地）、靴下 |
| 6 遺留金品 | なし |
| 7 発見時の状況その他本人の認識に必要な情報 | |

上記の者は、令和 6 年 3 月 7 日午後 0 時 45 分頃、茨城県つくば市上境 318 番地 1（株式会社筑波学園環境整備資材置き場）にて発見されました。死因は焼死、死亡日時は発見日より数日から 2 週間くらいの間と推測されています。

遺体は、法第 7 条第 1 項の規定により、身元不明のため火葬に付し、つくば市納骨堂に安置しています。

問合せ先

つくば市福祉部社会福祉課

電話番号 029-883-1111 内線 2131